

青森県報

第十二号

令和元年
五月三十一日
(金曜日)

目次

告 示

○生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……一

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………(保健衛生課) ……二

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……三

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……三

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……四

○右 同……………(同) ……五

○右 同……………(同) ……六

出先機関

○土地改良区の役員の就任……………(中 南 地 域 民 局) ……七

○土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……七

○土地改良区の役員の退任……………(上 北 地 域 民 局) ……七

正 誤

○平成三十一年三月二十九日号外第三十一号訓令中……………(青少年男女共同参画課) ……七

告 示

青森県告示第九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	所在地	指 定 日
株式会社はあとふる	上北郡七戸町字蛇坂一三の一	はあとふる訪問看護ステーション	上北郡七戸町字館野三六の一	平成三・四・一

青森県告示第九十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日

○平成三十年四月二十三日定例出先機関中……………(三八地域民局) ……八

○平成三十一年三月二十九日号外第四十号病院事業管理規程中……………(病院事務局) ……八

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指
飯尾 浩平	西島 春生	山口 英二	井上 亮	佐々木 規博	西崎 公貴						
中央 病院	弘前 大学 附属 病院	弘前 大学 附属 病院	青森 県立 中央 病院	国民 健康 保険 大畑 診療 所	一部 事務 組合 下北 医療 セン ター つ 総合 病院	黒石 市立 国民 健康 保険 黒石 病院	弘前 大学 附属 病院	弘前 大学 附属 病院	独立 行政 法人 弘前 病院 機構	弘前 大学 附属 病院	青森 県立 中央 病院
十和田 市立 番町 一四 の八	弘前 市大 字本 町五 三	弘前 市大 字本 町五 三	青森 市東 造道 二丁 目一 の一	むつ 市大 畑町 観音 堂二 五の 一	むつ 市小 川町 一丁 目二 の八	黒石 市北 美町 一丁 目七 〇	弘前 市大 字本 町五 三	弘前 市大 字本 町五 三	弘前 市大 字富 野一 町	弘前 市大 字本 町五 三	青森 市東 造道 二丁 目一 の一
整形 外科		神経 内科	内科	婦人 科		整形 外科		整形 外科		循環 器内 科	循環 器科
令和 元・五 ・一		三・四 ・一六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和元年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 障害 福祉 サー ビス 者	指定 障害 福祉 サー ビス 者	指定 障害 福祉 サー ビス 者	指定 障害 福祉 サー ビス 者
名 称	主たる 事務 所 の 地	名 称	主たる 事務 所 の 地
特定 非営 利 活動 法人 M U G E N	五所 川原 市大 字 飯詰 字石 田二 二の 一〇 二	就労 継続 支 援B 型	就労 継続 支 援B 型 事業 所「 夢現 」
		名 称	五所 川原 市大 字 飯詰 字石 田二 二の 一〇 二
		指 定 日	令和 元・六 ・一

青森県告示第九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和元年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 障害 福祉 サー ビス 者	指定 障害 福祉 サー ビス 者	指定 障害 福祉 サー ビス 者	指定 障害 福祉 サー ビス 者
名 称	主たる 事務 所 の 地	名 称	主たる 事務 所 の 地
有限 会社 の 調剤 した り	五所 川原 市大 字 漆川 字清 水流 二の 三	障害 福祉 サー ビス の 種 類	同行 援 護
		名 称	ヘル パー サー ビス 憩 いの 杜
		所 在 地	五所 川原 市大 字 漆川 字清 水流 二の 三
		廃 止 日	平成 三・四 ・一

特定非営利活動法人ほえみの会	五所川原市大字一五の八	就労移行支援	ワークほほえみ	五所川原市大字一五の八	令和元・六
----------------	-------------	--------	---------	-------------	-------

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン藤崎店
青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目七の二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五	変更後	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五	変更年月日	平成三・三・一
代表取締役	岡崎 双一	代表取締役	井出 武美		

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五	変更後	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五	変更年月日	平成三・三・一
代表取締役	岡崎 双一	代表取締役	井出 武美		

有限会社平安堂薬局 青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井二六の一八	変更なし		
代表取締役 長谷川 臣			

株式会社富士メカネ 北海道札幌市中央区南二条西四丁目七	変更なし		
代表取締役 金井 昭雄			

株式会社ラグノオささき 青森県弘前市大字百石町九	変更なし		
代表取締役 木村 公保			

株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六		平成三・四・三
代表取締役 羽牟 秀幸	代表取締役 松田 裕史		

株式会社エコーインターナショナル 大阪府大阪市中央区博労町二の六	変更なし		
代表取締役 半田 正			

株式会社セリア 岐阜県大垣市外瀬二丁目三八	変更なし		
代表取締役 河合 映治			

有限会社銘茶の玉雲堂 青森県弘前市大字田町四丁目一	変更なし		平成三・六・一
代表取締役 渋谷 拓弥			

一戸清志 青森県弘前市御幸町一五の六	変更なし		平成三・五・一
-----------------------	------	--	---------

- 四 届出年月日
令和元年五月九日
- 五 届出書の縦覧

- 1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び藤崎町役場

- 2 期間
令和元年五月三十一日から同年九月三十日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
 ただし、藤崎町役場にあつては、その執務時間内とする。
 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ
 る。

1 提出期限

令和元年九月三十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオン七戸ショッピングセンター

青森県上北郡七戸町大字荒熊内六七の九九〇外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
						年	日

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 岡崎 双一	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 井出 武美	平成 三・三・一
--	--	-------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 岡崎 双一	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 井出 武美	平成 三・三・一	株式会社御菓子のみやきん 青森県上北郡七戸町字七戸三二九 の 代表取締役 宮沢 公生	株式会社御菓子のみやきん 青森県上北郡七戸町字七戸三二九 の 代表取締役 宮沢 一史	平成 二七・八・三五	株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三二の 一三 代表取締役 指田 努	変更なし
株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 の 代表取締役 羽牟 秀幸	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 の 代表取締役 松田 裕史	平成 三〇・四・三	株式会社パティズ 福島県会津若松市インター西三一 の 代表取締役 齋藤 啓一	変更なし		株式会社セリア 岐阜県大垣市外濑二丁目三八 の 代表取締役 河合 映治	平成 三六・四・六

四 届出年月日

令和元年五月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

3 時間
令和元年五月三十一日から同年九月三十日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和元年九月三十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン八戸ショッピングセンター

青森県八戸市田向土地区画整理事業地内五〇街区

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

変更後

変更年月日

イオンリテール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五
の
代表取締役 岡崎 双一

イオンリテール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五
の
代表取締役 井出 武美

平成
三・三・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 岡崎 双一	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 井出 武美	平成 三・三・一
株式会社パティズ 福島県会津若松市インター西三一 代表取締役 齋藤 啓一	変更なし	

四 届出年月日

令和元年五月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市役所

2 期間

令和元年五月三十一日から同年九月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和元年九月三十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年五月三十一日

中南地域県民局長 小野正人

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	成 田 修 逸	北 津 軽 郡 板 柳 町 大 字 常 海 橋 字 駒 田 一 八 三 の 八	平 成 三 ・ 三 ・ 三 六
監 事	三 戸 基 照	二 ヶ 大 字 大 俵 字 和 田 四 五 三 の 二	〃

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鬼沢榎木土地改良区の定款の変更を令和元年五月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年五月三十一日

中南地域県民局長 小野正人

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年五月三十一日

上北地域県民局長 楠美祥行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
監 事	荒 木 勝	上 北 郡 東 北 町 字 保 戸 沢 家 ノ 前 四 七 の 一	平 成 三 ・ 四 ・ 三 四

正 誤

青少年・男女共同参画課

発行年月日	区分	番号	ページ	行	誤	正
平成三・三二 号外第三二号	訓令中	第九号	四	下	六	「地域産業課長」
						「地域産業課長」

平成三・三・二 号外第四〇号			発行年月日 番号
病院事業 管理規程			区 分
第二号			番 号
二			ペ ー ジ
上			段
二六	十	七	行
別表(第三十五条関係)	から第二十九条までを二条ずつ繰り上げ、第二十七条	、第十七条	誤
別表(第三十六条関係)	第二十二條とし、第二十五條を第二十三條とし、第二十六條第一項中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同条第二項中「第五号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第二十四條とする。第二十七條を第二十五條とし、第二十八條を第二十六條とし、第二十九條を第二十七條とし、同	、第十七條第二項中「第三号様式」を「第二号様式」に改め、同条を第十五條とし、第十八條	正

平成三〇・四・三 第四四四二号			発行年月日 番号
出先機関			区 分
一〇			ペ ー ジ
上			段
四	三	二	行
〃	〃	〃	誤
平成三〇・三・一二	平成三〇・三・九	平成三〇・三・一二	正

三八地域県民局

病院局総務課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭